

川の流れ、その由来と行方を知ろう

～多摩川流域 水流実態解明プロジェクト～
【具体的行動計画】
(計画書)

平成23年7月

多摩川流域協議会

目 次

| | |
|--|--------|
| 1. プロジェクト具体的行動計画の策定について | - 1 - |
| 2. 重点施策の設定について | - 1 - |
| 3. 具体的行動計画について | - 2 - |
| 3.1 目標年次 | - 2 - |
| 3.2 重点施策における目標設定 | - 2 - |
| 3.2.1 重点施策①「森林保全対策の推進」目標設定 | - 2 - |
| (1) 行動計画策定方針 | - 2 - |
| (2) 関連自治体 | - 2 - |
| (3) 施策内容と目標設定 | - 3 - |
| 3.2.2 重点施策②「支川,水路,湧水における水量確保施策の推進」目標設定 | - 4 - |
| (1) 行動計画策定方針 | - 4 - |
| (2) 関係自治体 | - 4 - |
| (3) 目標の設定方針 | - 4 - |
| (4) 施策内容と目標設定（雨水浸透対策） | - 5 - |
| (5) 施策内容と目標設定（ソフト対策・規制等の拡充） | - 7 - |
| 4. モニタリング体制 | - 10 - |

多摩川流域図



| 流域分割 | 流域面積 (km ²) | 関連自治体 |
|----------|-------------------------|----------------------------|
| 多摩川源流域 | 393.2 | 甲州市、丹波山村、小菅村、奥多摩町 |
| 多摩川上流域 | 136.8 | 青梅市、羽村市、福生市、昭島市 |
| 多摩川中流域 | 128.5 | 国立市、多摩市、府中市、稲城市、川崎市(麻生区のみ) |
| 多摩川下流域 | 110.8 | 狛江市、川崎市、世田谷区、大田区 |
| 秋川・平井川流域 | 208.5 | あきる野市、日の出町、檜原村 |
| 浅川流域 | 154.6 | 日野市、八王子市 |
| 残堀川流域 | 38.0 | 瑞穂町、武蔵村山市、立川市 |
| 野川・仙川流域 | 69.6 | 国分寺市、小金井市、三鷹市、調布市、小平市、武蔵野市 |
| 合計 | 1240.0 | 30市区町村 |

1. プロジェクト具体的行動計画の策定について

多摩川水流実態解明プロジェクトは、平成19年8月に「行動指針/計画」が策定され、その中で第1編 水流実態解明編においては「水流の現状評価」、第2編 行動指針/計画編においては「行動の指針や施策内容 等」に関して各自治体において共通認識が図られている。

今後のプロジェクト展開方針では、PDCA サイクルに従い望ましい水流に向けた施策を着実に推進していくこととなっており、段階的な具体的行動計画を関係行政が策定し、その進捗や成果を流域一体となつて、評価・支援していくこととなる。

ここでは、各関係行政が5ヵ年程度の短期的に実施する具体的な行動計画を設定し、「多摩川水流実態解明プロジェクト 具体的行動計画」として策定することとする。

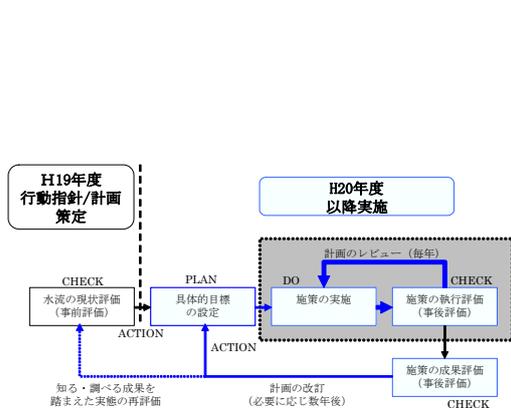


図1 PDCAサイクルにおける
 具体的行動計画の位置づけ

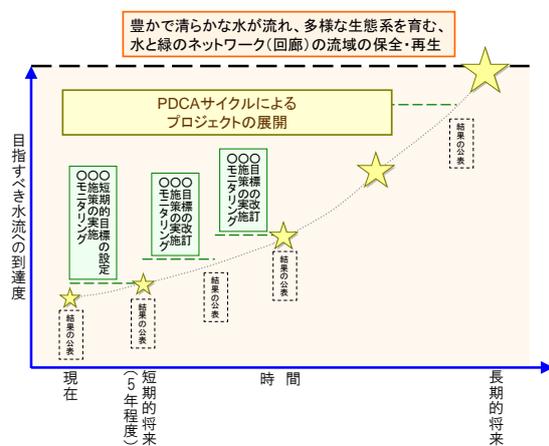


図2 段階的な行動計画策定のイメージ

2. 重点施策の設定について

現在までに様々な水流改善施策が実施されてきている一方で、近年の水流に求められる価値の多様化に伴い、顕在化している課題も非常に様々なものとなっている。これらの課題に対して、一様に改善施策を推進していくことは自治体の現状を踏まえると現実的ではない。

そこで、今年度策定する具体的行動計画の策定にあたっては、流域全体の視点から各小流域毎に設定される「重点課題」に対して、その課題を改善するための施策を「重点施策」として位置づけ、重点施策の推進に注力する。

表1 重点課題の設定（小流域ごと）（案）

| 重点課題 | 重点施策 | 対象小流域 |
|------------------------------|--|--|
| ○「森林」の荒廃深刻化 | 【重点施策①】 ○森林保全対策の推進 【重点施策②】 ○支川・水路・湧水における 水量確保施策の推進 | 多摩川源流域 秋川・平井川流域 |
| ○森林の現状把握・管理施策が実施されていない | | |
| ○市街化に伴う地下水流出量の減少（支川伏没、湧水涸渇化） | | 多摩川上流域 多摩川中流域 多摩川下流域 浅川流域 残堀川流域 野川・仙川流域 |
| ○湧水の涸渇化が顕在 | | |
| ○面的情報が把握されていない（雨水浸透対策） | | |
| ○雨水浸透対策の推進が必要 | | |
| ○流量が乏しい支川・水路に対する導水対策の推進が必要 | | |

3. 具体的行動計画について

3.1 目標年次

水流実態解明プロジェクトでは、各関係行政が5ヵ年程度の短期的に実施する具体的な行動計画を設定ことを方針としていることから、本行動計画においては、平成 23 年度から 5 年後の平成 27 年度末を目標年次と設定する。

3.2 重点施策における目標設定

「2. 重点施策の設定」に示したとおり、本行動計画は小流域毎に設定した「重点施策」の推進に注力し策定することとする。

3.2.1 重点施策①「森林保全対策の推進」目標設定

多摩川流域の森林地域は流域の約 62%を占めており、水源涵養機能や土砂災害防止等の多面的な役割において、多摩川流域の水流を構成する要素として非常に重要な位置づけであるといえる。一方で森林地域の現状は、林業従事者の減少や後継者の不足等に起因する森林の荒廃が深刻な状況となっており、緊急の対策が必要な状況となっている。(自治体担当者からは「10年・20年後には森林が崩壊する」との意見もある。(行動指針/計画 P2-115 参照))

抜本的な森林保全対策としては、「新たな森林・林業基本計画 (H18 林野庁)」等にも示されるような、「林業の持続的かつ健全な発展」を推進することが重要であることが認識されるが、現行の社会情勢等を踏まえると短期間で目標を達成することは難しい状況であると想定される。今年度策定を予定する5ヵ年の行動計画においては、抜本的な林業育成対策推進を念頭に置きながら、維持管理や意識啓発、可能な限りの森林整備に重点を置いた施策を推進することを目標とする。

(1) 行動計画策定方針

以上を踏まえ、「森林保全対策の推進」における行動計画策定方針は以下のとおりとする。

- ① 現状把握(可視化)・維持管理体制構築推進
- ② 現状を踏まえた可能な限りの森林整備の推進
- ③ 森林保全に対する意識啓発活動の推進
- ④ 林業育成施策の推進

図 3 「森林保全対策推進」における行動計画策定方針

(2) 関連自治体

「森林保全対策の推進」を重点施策とする関係自治体一覧を表 2に示す。

表 2 「森林保全対策の推進」における関連自治体一覧

| 対象小流域 | 関連自治体 |
|----------|------------------------|
| 多摩川源流域 | 甲州市、丹波山村、小菅村、奥多摩町 |
| 秋川・平井川流域 | 檜原村、あきる野市、日の出町 |
| | (上記以外の施策を推進している自治体も含む) |

(3) 施策内容と目標設定

前頁に示す行動計画策定方針に従い設定した具体的な行動計画（施策内容とその評価指標・設定された目標）について、各自治体が設定する事項を表 3、京浜河川事務所が設定する事項を表 4に示す。

表 3 「森林保全対策の推進」における行動計画（各自治体）

| 重点施策 | 具体的施策内容 | | | 自治体名 | 行動計画内容 |
|---|--|----------------|--|---|---|
| | 分類 | 方針との対応 | 施策内容 | | |
| ○森林保全対策の推進 | ハード整備 | ② | 山腹工の実施 (土留工、法切工、緑化工、落石防止工等) | 小菅村 | 村内の崩壊地に対し、山腹工施工を継続的に実施する |
| | | | | 丹波山村 | 村内の崩壊地に対し、山腹工施工を継続的に実施する |
| | | | 森林造成(植林) | 武蔵野市 | 奥多摩・ウスバ地区の再生活動を行っている |
| | | | 保育 (除伐、本数調整伐、受光伐) | 小菅村 | 森林間伐等保育対策を継続的に推進する。 |
| | | | | あきる野市 | 森林間伐等保育対策を継続的に推進する |
| | | | | 八王子市 | 森林間伐等保育対策を継続的に推進する。 |
| | | | 管理道路の整備推進 | 小菅村 | 低コストの林内路網の設置を計画的に推進する |
| | | | | あきる野市 | 林道の開設・改良を推進する。(3箇所予定) |
| | | | | 日の出町 | 林道の開設、改良を推進する(2箇所予定) |
| | | | | 甲州市 奥多摩町 丹波山村 日の出町 小菅村 | 多摩川源流協議会においてマップ作成に関する検討を進める (東京都事業とも連携) |
| | ソフト整備 | ① | 多摩川流域森林マップの作成 | 小菅村 | 企業の森づくり・流域市民や団体による森林再生を実施する(JTの森)(年12回) |
| | | | ボランティアを活用した森林保全制度の確立 | 丹波山村 | 企業の森づくり事業による森林再生を実施する(年8回) |
| | | | 森林保全への民間資本導入体制の構築 | 小菅村 | 今後も継続的に森林保全への民間資本導入を図る (実績:4社 5,500,000円) |
| | | | | 丹波山村 | 今後も継続的に森林保全への民間資本導入を図る (実績:2社 約4,000,000円) |
| | | 森林保全関連基金・税制の導入 | 奥多摩町 日の出町 青梅市 檜原村 あきる野市 八王子市 羽村市 福生市 瑞穂町 | 全国森林環境税創設促進連盟を通じて、森林保全のための財源確保の制度化に向けて取り組みを推進する | |
| | | シカ頭数の適正管理の推進 | 甲州市 | 山梨県が定めた特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の削減を図る。 | |
| | | ③ | 啓発を目的としたイベント(勉強会等)の開催 | 八王子市 | 八王子市林業研究会と連携を図り、間伐、権茸の植菌、木工クラフト等のイベントを実施。 |
| | | | 後継者育成施策の推進 | 日の出町 | 林業研究会への継続的な支援(補助金交付) (実績:59,000円(H19)) |
| | | 小菅村 | | 人材育成研修会の継続的開催(年2回) | |
| | | ④ | 間伐材等の木材有効利用の推進 | 小菅村 | 木づかい保健室プロジェクトの推進(学校の保健室を間伐材を活用してリフォーム) |
| | | | | 丹波山村 | 今後も間伐材の有効利用を推進する (実績:クラインガルテン建設(H21)) |
| | | | | 武蔵野市 | 市立公園等において積極的に利用を推進する |
| | | | 地元木材利用推進施策の推進 | 小菅村 | 村のヒノキを「大菩薩ヒノキ」と命名し、ブランド化を図る |
| | | | | 日の出町 | 町営住宅等への利用推進 |
| 檜原村 | ・地場産材活用対策作業道開設事業:間伐材の利用促進の為、搬出道の整備補助推進(H20年度より) ・地場産材活用対策奨励事業:間伐材を搬出する為の費用への補助推進(H19実績:17件 656㎡) ・地場産材活用促進事業:地場産材を利用した住宅建設への補助推進(H19実績:3件 50㎡) | | | | |
| あきる野市 | 地場産材活用対策事業補助金事業:地場産材を利用した住宅リフォームへの補助推進(平成23年6月末45件)、公共施設への利用推進 | | | | |
| なお、東京都関係市町村(奥多摩町、檜原村、あきる野市、日の出町)については、上記以外に、東京都受託事業による森林保全対策の推進を継続的に図る。 | | | | | |

表 4 「森林保全対策の推進」における行動計画（京浜河川事務所）

| 重点施策 | 具体的施策内容 | | | 具体的行動目標 (5カ年) | |
|------------|---------|--------|---|--|--|
| | 分類 | 方針との対応 | 施策内容 | | |
| ○森林保全対策の推進 | ソフト整備 | ① | 各自治体提供の森林マップの一元管理とその公表 (水流実態解明データベースシステムの活用) | 1回/年の頻度で、更新・公表を実施する (流域委員会・協議会等でも公表) | |
| | | | 各自治体提供情報による「市民連携PRシート」の更新とその公表 | 1回/年の頻度で、更新・公表を実施する (流域委員会・協議会等でも公表) | |
| | | | ③ | 水流キャラバン等による、上下流連携を意識した森林関連勉強会・見学会の実施 | 3回/5年間の頻度で実施する |
| | | | | HPやパンフ等を活用した、各自治体の施策実施状況の公表 | 各自治体の施策実施状況をHPや各種イベント・会議を通じてプロジェクトの成果として公表する |
| | | | ① | 水循環モデルや現場調査等に基づいた、森林保全による水流改善効果の定量評価に関する調査研究推進 | 調査研究を継続的に実施し、適宜成果を公表する |

3.2.2 重点施策②「支川,水路,湧水における水量確保施策の推進」目標設定

都市化が進行した河川流域において、水循環健全化（流出抑制、平常時河川流量・湧水量回復等）に対する流域対策として、今までにも雨水浸透対策が進められてきている。

水循環・水環境改善における根幹の対策としては、表面水を地下へ円滑に浸透させることであり、本プロジェクトにおいても、雨水浸透対策の推進は重要な位置づけとなる。

さらに、多摩川流域には、国分寺崖線や立川崖線、多摩丘陵などの崖線から湧出する多くの湧水がある。それは、生物・自然環境の多様性を育む場、人との繋がりを育む文化的側面を有する場として、流域のシンボリック的位置に認識されていることから、浸透対策等による湧水保全対策の推進は多摩川流域において重要な対策である。

(1) 行動計画策定方針

以上を踏まえ、今年度策定予定の5ヵ年の行動計画においては、以下に示す項目を策定の基本方針として設定することを目標とする。

- ① 各自治体における不浸透面積削減を目標とした着実な雨水浸透対策の推進
- ② 湧水状況・メカニズムの解明(涵養域の調査等)
- ③ 雨水浸透対策・湧水保全に対する啓発活動の推進
- ④ 湧水保全(水脈確保)の推進

図4 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における行動計画策定方針

(2) 関係自治体

「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」を重点施策とする関係自治体一覧を表5に示す。

表5 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における関係自治体一覧

| 対象小流域 | 関連自治体 |
|---------|----------------------------|
| 多摩川上流域 | 青梅市、羽村市、福生市、昭島市 |
| 多摩川中流域 | 国立市、多摩市、府中市、稲城市 |
| 多摩川下流域 | 狛江市、川崎市、世田谷区、大田区 |
| 浅川流域 | 八王子市、日野市 |
| 残堀川流域 | 瑞穂町、武蔵村山市、立川市 |
| 野川・仙川流域 | 国分寺市、小金井市、三鷹市、調布市、小平市、武蔵野市 |

(3) 目標の設定方針

重点施策②「支川,水路,湧水における水量確保施策の推進」において最も重要となる施策は「雨水浸透対策」が位置付けられるが、流域の市街地の殆どが民有地であることから、自治体が施設設置を推進するのみでは不十分であり、流域住民が施策を推進することが不可欠である。

本行動計画では、「流域住民が現状よりもさらに施設設置を推進する枠組みを構築する」ことを目的として、以下の方針に従い目標設定を行うものとする。

- ▶ 今後5年間の雨水浸透対策の目標設定にあたっては、自治体が設置する施設だけでなく、流域住民の努力により施設設置が推進される規模も含めた総合的な目標を設定する。
(各自治体が設定している事業計画とは異なり、流域住民の努力も含め達成される計画とする)
- ▶ 上記目標を達成するための枠組みとして、流域住民が施設設置を推進する枠組み(ソフト対策・規制等)の拡充を目標に含めるものとする。

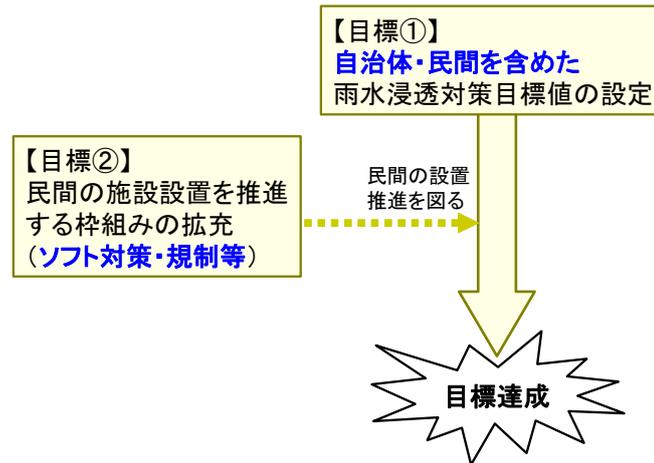


図 5 重点施策②「支川, 水路, 湧水における水量確保施策の推進」における目標設定イメージ

(4) 施策内容と目標設定 (雨水浸透対策)

以上を踏まえ、水流実態解明プロジェクトにおける目標規模設定については、以下の考え方に基づき設定する。

- ▶ よって、【自治体アンケート結果による設定方法】と【実績トレンドによる設定方法(2割増加)】の数値を比較し、より大きな数値を計画として採用する。
(立川市の浸透トレンチの2000年データ、府中市の浸透トレンチの2004年データが異常値と想定されたため、例外的に当該データを除いてトレンド推定を実施した。)
- ▶ 自治体アンケート結果は、各自治体内全体の数値であることから、「多摩川流域内市街地面積/自治体全体の市街地面積」の割合から流域内の目標値を再設定した。
- ▶ 評価は、「不浸透面積減少率」により評価する。不浸透面積減少率は、「浸透施設効果の面積換算値÷流域内に含まれる自治体内不浸透面積」により設定される。
(ただし、川崎市においては、宅造等の規制を受けているエリアや、浸透能力が極めて小さいエリアが大きいことから、積極的に浸透施設の設置を進めることができない状況にあり、歩道の浸水性舗装を計画の対象とする。)
(八王子市については、協議の結果、トレンドによる設定値ではなく、市が独自に設定する目標値を本行動計画についても採用する)

5年後に目標が達成されることにより、不浸透面積減少率は、現状の13.71% (既往施設の効果) から17.20%に、3.49%分の更なる減少が期待される。

表 6 水流実態解明プロジェクトにおける浸透対策目標規模設定（流域内の数値目標）

| 小流域 | 関係自治体 | 流域内面積率 | | 雨水浸透対策 行動計画(5ヵ年)(H27まで) | | | | | 不浸透面積減少率 | | 差分(2割増) |
|-----------|-------|--------|------|-------------------------|---------|---------|-------|---------|----------|---------|---------|
| | | 宅地公共 | 道路 | 宅地+公共公益施設 | | | 道路 | | 現況 | 将来(2割増) | |
| | | | | マス(基) | トレンチ(m) | 舗装(m2) | マス(基) | 舗装(m2) | | | |
| 多摩川源流域 | 甲州市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 丹波山村 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 小菅村 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 奥多摩町 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 多摩川上流域 | 青梅市 | 0.57 | 0.53 | 755 | 2,093 | 1,183 | 95 | 11,056 | 4.4% | 5.3% | 0.91% |
| | 羽村市 | 1.00 | 1.00 | 940 | 5,763 | 2,855 | 0 | 2,738 | 13.9% | 17.4% | 3.50% |
| | 福生市 | 1.00 | 1.00 | 185 | 1,020 | 2,314 | 164 | 5,543 | 9.2% | 10.0% | 0.87% |
| | 昭島市 | 1.00 | 1.00 | 3,691 | 11,703 | 8,723 | 56 | 11,132 | 21.0% | 26.5% | 5.47% |
| 多摩川中流域 | 国立市 | 1.00 | 1.00 | 1,310 | 6,502 | 1,433 | 2 | 550 | 15.1% | 20.0% | 4.90% |
| | 多摩市 | 1.00 | 1.00 | 494 | 4,207 | 1,359 | 1 | 16,300 | 5.3% | 6.8% | 1.52% |
| | 府中市 | 1.00 | 1.00 | 12,515 | 20,440 | 16,865 | 18 | 37,289 | 23.1% | 29.5% | 6.41% |
| | 稲城市 | 1.00 | 1.00 | 710 | 1,892 | 652 | 41 | 11,456 | 4.3% | 5.6% | 1.29% |
| 多摩川下流域 | 狛江市 | 1.00 | 1.00 | 1,671 | 3,995 | 3,477 | 8 | 6,762 | 17.0% | 22.1% | 5.04% |
| | 川崎市 | 0.43 | 0.42 | - | - | - | - | 39,667 | 14.5% | 18.0% | 3.52% |
| | 世田谷区 | 0.38 | 0.46 | 5,269 | 19,049 | 31,562 | 865 | 54,290 | 30.3% | 36.6% | 6.23% |
| | 大田区 | 0.30 | 0.32 | 1,847 | 16,712 | 55,721 | 196 | 23,689 | 22.1% | 30.9% | 8.78% |
| 秋川平井川流域 | あきる野市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 日の出町 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 檜原村 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 浅川流域 | 日野市 | 1.00 | 1.00 | 2,953 | 8,587 | 0 | 1 | 6,795 | 6.8% | 9.4% | 2.61% |
| | 八王子市 | 1.00 | 1.00 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 12,500 | 3.0% | 3.1% | 0.09% |
| 残堀川流域 | 瑞穂町 | 0.82 | 0.60 | 305 | 6,823 | 7,452 | 19 | 1,981 | 10.9% | 14.5% | 3.57% |
| | 武蔵村山市 | 0.61 | 0.53 | 1,162 | 4,539 | 32 | 1 | 1,209 | 9.4% | 13.1% | 3.67% |
| | 立川市 | 0.95 | 0.92 | 821 | 5,265 | 527 | 866 | 12,203 | 12.9% | 14.6% | 1.71% |
| 野川仙川流域 | 国分寺市 | 0.96 | 0.90 | 4,315 | 6,162 | 7,748 | 21 | 3,702 | 16.3% | 21.5% | 5.23% |
| | 小金井市 | 0.92 | 0.93 | 10,396 | 6,462 | 13,177 | 0 | 11,717 | 45.9% | 54.5% | 8.64% |
| | 三鷹市 | 0.75 | 0.76 | 11,629 | 21,413 | 3,128 | 205 | 13,969 | 41.2% | 54.9% | 13.73% |
| | 調布市 | 1.00 | 1.00 | 4,496 | 9,889 | 6,039 | 0 | 16,192 | 15.2% | 19.1% | 3.89% |
| | 小平市 | 0.08 | 0.06 | 1,061 | 2,712 | 0 | 0 | 0 | 29.3% | 41.7% | 12.40% |
| | 武蔵野市 | 0.23 | 0.26 | 2,207 | 5,154 | 3,693 | 7 | 3,706 | 39.5% | 53.2% | 13.68% |
| 全体(対象自治体) | | | | 69,733 | 170,380 | 167,942 | 2,567 | 304,445 | 13.71% | 17.20% | 3.49% |

- : 雨水浸透対策から除外される自治体

*表中の「青字」は実績トレンドによる設定値、「橙字」はアンケートによる設定値「緑字」は自治体との協議により設定した値

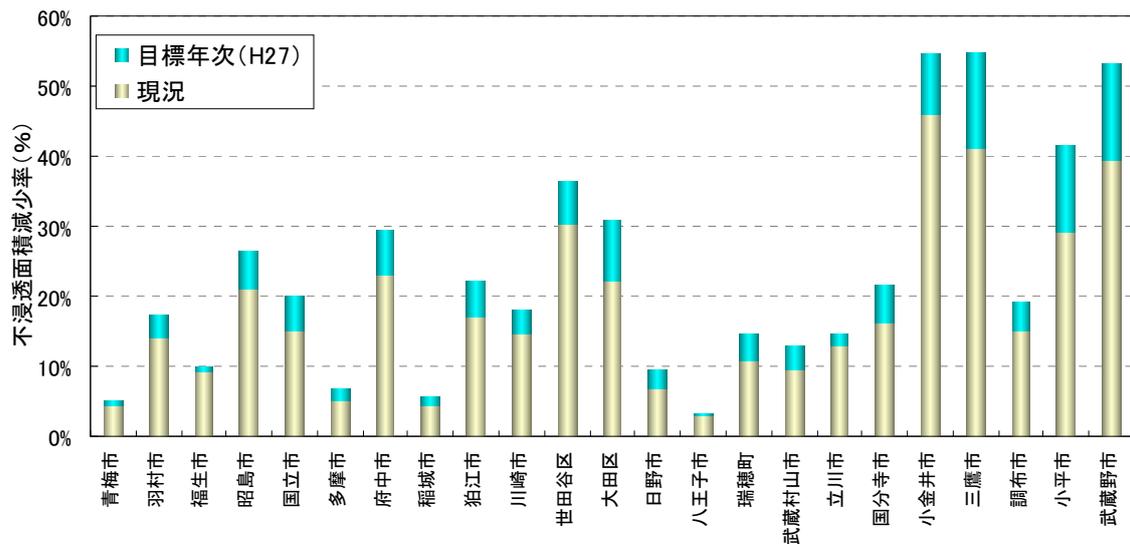


図 6 目標年次における不浸透面積減少結果

(5) 施策内容と目標設定（ソフト対策・規制等の拡充）

表 6 に示した雨水浸透対策設置目標を達成するために、目標年次までの期間において、以下に示すソフト対策・規制等を推進することを目標とする。

これらの施策を着実に推進することにより、流域住民の意識啓発を図り、浸透施設の設置普及が推進されることを期待するものである。

表 7 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における行動計画 その 1

| 重点施策 | 具体的施策内容 | | 自治体名 | 行動計画内容 | | |
|------------------------|---------|--------|-----------------------|---|--------------------------|--|
| | 分類 | 方針との対応 | | | | |
| ○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進 | ソフト整備 | ① | 浸透施設設置状況の把握 | 小金井市 浸透施設位置マップを作成済み（2006年）であり、今後3年毎に更新を図る。 三鷹市 施設単位に台帳、地図で把握しており、今後も継続する。 調布市 台帳、地図にて管理しており、今後も継続する。 八王子市 補助事業で設置した浸透施設位置のマップを作成する。 国立市 雨水流出抑制施設の設置状況集計表の更新を行う。 羽村市 助成制度の利用者のデータベースを構築しており、今後も継続する。 府中市 施設設置数の把握を行っており（H3～）、今後も継続して実施する。 開発、中高層関連については、設置場所、規模、数量をリスト化する。 日野市 台帳にて管理しており、今後も継続する。 瑞穂町 年度ごとに設置を指導した箇所についての台帳を整備する。 青梅市 助成制度適用の施設については、設置位置をマップ化しており（実績1,143基）今後も継続する。 小平市 継続実施 武蔵野市 施設の把握は行っており、今後も継続する。 | | |
| | | | 湧水地点の把握（マップの作成等） | 国分寺市 湧水量・地下水位調査時に地点の把握も実施。今後も継続予定。 世田谷区 都湧水マップの更新に併せ、湧水地点の把握調査を5年に1度、実施する。 川崎市 湧水地整備後にマップ化を予定。 調布市 随時調査を実施予定。 八王子市 平成16年度 八王子市雨水浸透推奨マップを作成。補助事業で設置した浸透施設位置のマップを作成する。 環境市民会議、大学等による独自調査を実施。 日野市 3カ年計画で作成予定。 2003年「日野のわきみず」（湧水パンフレット）の作成。パンフレットの見直しを図っていく。 大田区 マップ作成済み、新規未定。 府中市 環境基本計画見直し時（H21）に湧水地点のマップ化を予定。 | | |
| | | | 湧水涵養域調査の実施 | 国分寺市 真姿の池湧水群の直上にマンションが建築され、湧水に与える影響の有無を調査するため、周辺の調査を継続して実施。 八王子市 継続実施 調布市 随時調査を実施する。 | | |
| | | | 湧水量調査の新規継続実施（実施頻度の向上） | 国分寺市 市内12箇所の湧水地等の水量及び32箇所の地下水位測定を継続して実施する。 世田谷区 神明の森みつ池特別保護区・区立成城三丁目緑地・区立大蔵三丁目公園・区立岡本静寛堂緑地・深沢八丁目無原野特別保護区の5地点で、通年の湧水量調査を実施する。 調布市 随時調査を実施する。 日野市 上記調査を継続実施する。（190箇所（2回/年）、定期調査22箇所（12回/年） 立川市 現行で11箇所の湧水調査を実施しており、今後も継続予定である。 大田区 現行の湧水調査を継続実施する。 昭島市 現行で12箇所（年2回）の湧水量調査を実施しており、今後も継続する。 府中市 2か所（湧水により実質1か所）の調査を継続実施する。 | | |
| | | | 市民参加型湧水量調査の新規・継続実施 | 国分寺市 市民団体による、お鷹の道、真姿の池湧水群の湧水量調査を継続して実施。 府中市 1か所（12回/年）の市民参加調査を継続実施する。 | | |
| | | | ソフト整備 | ② | 雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施 | 国分寺市 雨水浸透併設置に対し補助金による助成を継続実施。 三鷹市 雨水浸透ます設置要綱に基づき、継続実施する。 小金井市 助成制度の継続（40戸/年×5年＝200戸）。 世田谷区 雨水浸透施設の設置助成制度を継続する。 調布市 雨水浸透ます設置要綱に基づき継続。 八王子市 市内全域の雨水浸透施設の設置に対する補助率を90%とした。 羽村市 雨水浸透対策に対して、現行の助成制度を継続する。 府中市 設置工事費標準単価の1/2助成（継続）、制度活用個数57件。 国立市 既存住宅に対する浸透施設設置助成の継続。 大田区 現行の助成制度を継続。 日野市 現行助成制度の継続実施。 立川市 既存住宅に対する雨水浸透施設の設置助成制度を継続する。 青梅市 現行助成制度を継続実施する。 昭島市 現行助成制度の継続実施。 狛江市 雨水浸透施設の設置助成制度を継続する。 小平市 継続実施 武蔵野市 雨水浸透施設助成金交付要綱に基づき継続実施。 |

表 8 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における行動計画 その2

| 重点施策 | 具体的施策内容 | | | 自治体名 | 行動計画内容 |
|------------------------|------------------------------|--|--|--|--|
| | 分類 | 方針との対応 | 施策内容 | | |
| ○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進 | ソフト整備 | ③ | 浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネットパンフレット等） | 国分寺市 | 市報やホームページで雨水浸透施設設置の協力の広報を実施する。 |
| | | | | 三鷹市 | 市報、ホームページ、パンフレット等による普及広報を、継続実施する。 |
| | | | | 世田谷区 | 雨水浸透施設の設置助成制度のパンフレットの増刷・配布を行う。各種イベント時に、雨水浸透施設の仕組みや効果に関するPRを行う。 |
| | | | | 調布市 | HP、市報、パンフレットによる広報を実施する。 |
| | | | | 府中市 | リーフレット（H20作成予定、市町村会等による助成金を利用）による広報を行う。 |
| | | | | 羽村市 | 羽村市ホームページ及び広報により助成制度をより一層アピールする。 |
| | | | | 日野市 | 助成制度に関するホームページ掲載や、市広報への定期的な掲載による啓発活動の実施。 |
| | | | | 立川市 | 雨水浸透による水循環の保全について、HPや市報、パンフレットによる啓発を継続する。 |
| | | | | 国立市 | 市報への掲載、諸イベントでの雨水流出抑制の紹介及び普及促進。 |
| | | | | 小平市 | 継続実施 |
| | | | | 武蔵野市 | 浸透施設普及（市報・ホームページ等）の継続実施。 |
| | | | | 国分寺市 | 国分寺崖線区域内の開発に対し浸透施設の設置を義務づける（まちづくり条例）。 |
| | | | | 三鷹市 | 公共施設及び民間施設（まちづくり条例の開発事業に係るもの）における雨水浸透施設の設置基準に基づいて、設置指導を継続実施する。 |
| | | | | 調布市 | 新規開発に伴う流出抑制施設の設置指導を継続する。 |
| | | | | 府中市 | 開発行為・中高層建築物等の建築に関する協議の際に設置を要請する（まちづくり条例）。 |
| | 羽村市 | 宅地開発時の浸透施設の設置を指導を継続する。 | | | |
| | 日野市 | 清流保全条例及びまちづくり条例に基づく指導を継続する。 | | | |
| | 国立市 | 開発指導要綱に伴う、雨水流出抑制指導要綱に基づいた指導の継続実施。 | | | |
| | 大田区 | 現行の開発指導要綱を継続する。 | | | |
| | 瑞穂町 | 瑞穂町宅地開発等指導要綱対象開発増加に向け、要綱を更に整備していく。 | | | |
| | 青梅市 | 既存条例に基づき、適切に指導する。 | | | |
| | 昭島市 | 現行の開発指導要綱を継続する。 | | | |
| | 狛江市 | まちづくり条例に基づく指導を継続する。 | | | |
| | 武蔵野市 | 雨水流出抑制施設設置要綱に基づき指導を継続実施する。 | | | |
| | 武蔵村山市 | 宅地開発指導要綱に基づく指導を継続し、条例化について検討していく。 | | | |
| | 稲城市 | 宅地開発等指導要綱に基づく指導を継続する。 | | | |
| | 国分寺市 | 地下水・湧水保全条例（仮称）を策定し（H21予定）、保全に向けた規制を図る。 | | | |
| | 大田区 | 現行の開発指導要綱を継続する。 | | | |
| | 日野市 | 清流保全条例及びまちづくり条例に基づいた指導の徹底。 | | | |
| | 小金井市 | 小金井市の地下水及び湧水を保全する条例を策定済みであり、本条例に基づいた規制を図る。 | | | |
| 大田区 | 現行の開発指導要綱を継続する。 | | | | |
| 日野市 | まちづくり条例に基づく開発指導の強化を実施。 | | | | |
| 国分寺市 | まちづくり条例により、国分寺崖線区域内の開発を規制する。 | | | | |
| 規制等 | ② | 浸透施設普及に向けた開発指導の強化 | 国分寺市 | 国分寺崖線区域内の開発に対し浸透施設の設置を義務づける（まちづくり条例）。 | |
| | | | 三鷹市 | 公共施設及び民間施設（まちづくり条例の開発事業に係るもの）における雨水浸透施設の設置基準に基づいて、設置指導を継続実施する。 | |
| | | | 調布市 | 新規開発に伴う流出抑制施設の設置指導を継続する。 | |
| | | | 府中市 | 開発行為・中高層建築物等の建築に関する協議の際に設置を要請する（まちづくり条例）。 | |
| | | | 羽村市 | 宅地開発時の浸透施設の設置を指導を継続する。 | |
| | | | 日野市 | 清流保全条例及びまちづくり条例に基づく指導を継続する。 | |
| | | | 国立市 | 開発指導要綱に伴う、雨水流出抑制指導要綱に基づいた指導の継続実施。 | |
| | | | 大田区 | 現行の開発指導要綱を継続する。 | |
| | | | 瑞穂町 | 瑞穂町宅地開発等指導要綱対象開発増加に向け、要綱を更に整備していく。 | |
| | | | 青梅市 | 既存条例に基づき、適切に指導する。 | |
| | | | 昭島市 | 現行の開発指導要綱を継続する。 | |
| | | | 狛江市 | まちづくり条例に基づく指導を継続する。 | |
| | | | 武蔵野市 | 雨水流出抑制施設設置要綱に基づき指導を継続実施する。 | |
| | | | 武蔵村山市 | 宅地開発指導要綱に基づく指導を継続し、条例化について検討していく。 | |
| | | | 稲城市 | 宅地開発等指導要綱に基づく指導を継続する。 | |
| ④ | 湧水涵養域等における地下水保全を目的とした規制の推進 | 国分寺市 | 地下水・湧水保全条例（仮称）を策定し（H21予定）、保全に向けた規制を図る。 | | |
| | | 大田区 | 現行の開発指導要綱を継続する。 | | |
| | | 日野市 | 清流保全条例及びまちづくり条例に基づいた指導の徹底。 | | |
| | 小金井市 | 小金井市の地下水及び湧水を保全する条例を策定済みであり、本条例に基づいた規制を図る。 | | | |
| | 大田区 | 現行の開発指導要綱を継続する。 | | | |
| | 日野市 | まちづくり条例に基づく開発指導の強化を実施。 | | | |
| 国分寺市 | まちづくり条例により、国分寺崖線区域内の開発を規制する。 | | | | |
| 湧水涵養域等における開発規制地区の設定推進 | ④ | | 国分寺市 | まちづくり条例により、国分寺崖線区域内の開発を規制する。 | |

表 9 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における行動計画案（京浜河川事務所）

| 重点施策 | 具体的施策内容 | | | 評価指標 | 具体的行動目標（5カ年） |
|------------------------|---------|--|--|--|-------------------------------------|
| | 分類 | 方針との対応 | 施策内容 | | |
| ○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進 | ソフト整備 | ① | 各自治体提供の浸透施設DBの一元管理とその公表（水流実態解明データベースシステムの活用） | 更新・公表頻度（回/年） | 1回/年の頻度で、更新・公表を実施する（流域委員会・協議会等でも公表） |
| | | | 水循環モデル等を用いた浸透施設の水流改善効果の定量評価に関する調査研究推進 | — | 調査研究を継続的に実施し、毎年成果を公表する |
| | | モデル小流域を対象とした浸透施設社会実験による浸透施設の水流（湧水等）への影響評価の実施 | 実施箇所（箇所/5年間） | 2箇所/5年間の頻度で実施する | |
| | | 各自治体提供情報による「市民連携PRシート」の更新とその公表 | 更新・公表頻度（回/年） | 1回/年の頻度で、更新・公表を実施する（流域委員会・協議会等でも公表） | |
| | | 水流キャラバン等による、浸透施設普及を目的とした勉強会・見学会の実施 | 開催回数（回/5年間） | 3回/5年間の頻度で実施する | |
| | | 浸透施設普及を目的としたパンフレットの作成、自治体への提供 | 広報内容、発行部数 | 浸透施設の効果を示した市民にわかりやすいパンフレットを作成し、各自治体に〇〇部配付する | |
| | | 各自治体への「水流調査マニュアル」の提供 | 方策内容 | 希望自治体に対して、「水流調査マニュアル」を提供する | |
| | | HPやパンフ等を活用した、各自治体の施策実施状況の公表 | 広報方法、広報内容 | 各自治体の施策実施状況をHPや各種イベント・会議を通じてプロジェクトの成果として公表する | |

表 10 各自治体ソフト対策・規制等の実施目標数一覧

| | ハード対策 | ソフト対策 | | | | | | 規制 | | | 合計施策数 | |
|---------|-------|-----------------|-------------|------------------|------------|------------------------|------------------------|------------------------------|------------------------------------|-------------------|-------|----------------------------|
| | | 自治体による雨水浸透施設の設置 | 浸透施設設置状況の把握 | 湧水地点の把握（マップの作成等） | 湧水涵養域調査の実施 | 湧水量調査の新規・継続実施（実施頻度の向上） | 新規・継続実施 市民参加型湧水量調査の | 雨水浸透施設設置に対する 助成制度の新規・継続実施 | 浸透施設普及及広報媒体の確立 （インターネットパンフレット等） | 浸透施設普及に向けた開発指導の強化 | | 湧水涵養域等における地下水保全を目的とした規制の推進 |
| 多摩川源流域 | 甲州市 | | | | | | | | | | | |
| | 丹波山村 | | | | | | | | | | | |
| | 小菅村 | | | | | | | | | | | |
| | 奥多摩町 | | | | | | | | | | | |
| 多摩川上流域 | 青梅市 | | ○ | | | | | ○ | | ○ | | 3 |
| | 羽村市 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | 5 |
| | 福生市 | | | | | | | | | | | 0 |
| | 昭島市 | | | | | ○ | | ○ | | ○ | | 3 |
| 多摩川中流域 | 国立市 | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | 4 |
| | 多摩市 | | | | | | | | | | | 0 |
| | 府中市 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 8 |
| | 稲城市 | ○ | | | | | | | | ○ | | 2 |
| 多摩川下流域 | 狛江市 | | | | | | | ○ | | ○ | | 2 |
| | 川崎市 | | | ○ | | | | | | | | 1 |
| | 世田谷区 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | 4 |
| | 大田区 | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 6 |
| 秋川平井川流域 | あきる野市 | | | | | | | | | | | |
| | 日の出町 | | | | | | | | | | | |
| | 檜原村 | | | | | | | | | | | |
| 浅川流域 | 日野市 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 9 |
| | 八王子市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | 5 |
| 残堀川流域 | 瑞穂町 | | ○ | | | | | | | ○ | | 2 |
| | 武蔵村山市 | | | | | | | | | ○ | | 1 |
| | 立川市 | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | 3 |
| 野川仙川流域 | 国分寺市 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 10 |
| | 小金井市 | ○ | ○ | | | | | ○ | | | ○ | 4 |
| | 三鷹市 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | 5 |
| | 調布市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 8 |
| | 小平市 | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | 3 |
| | 武蔵野市 | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | 4 |

4. モニタリング体制

行動計画の着実な推進に向けたモニタリング体制は以下のとおりとする。

モニタリング方法

- 行動計画の進捗状況を示す関連資料（データ・図）を各自治体から京浜河川事務所に提供し、京浜河川事務所は「水流実態解明データベースシステム」や「市民連携 PR シート」などを活用して一元的に整理し、公表する。

実施頻度

- 目標年次（H27）まで、毎年モニタリングを実施する。

公表方法

- モニタリング結果は、HP やパンフレット等の広報媒体を通じて広く市民に公表する。
- また、毎年流域協議会にモニタリング結果を公表する。

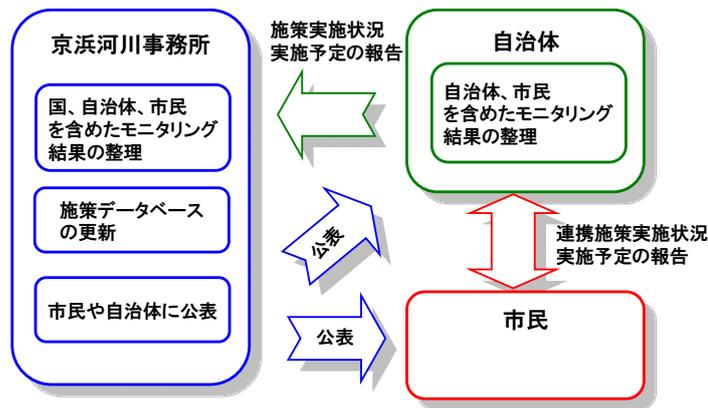


図 7 モニタリング体制イメージ

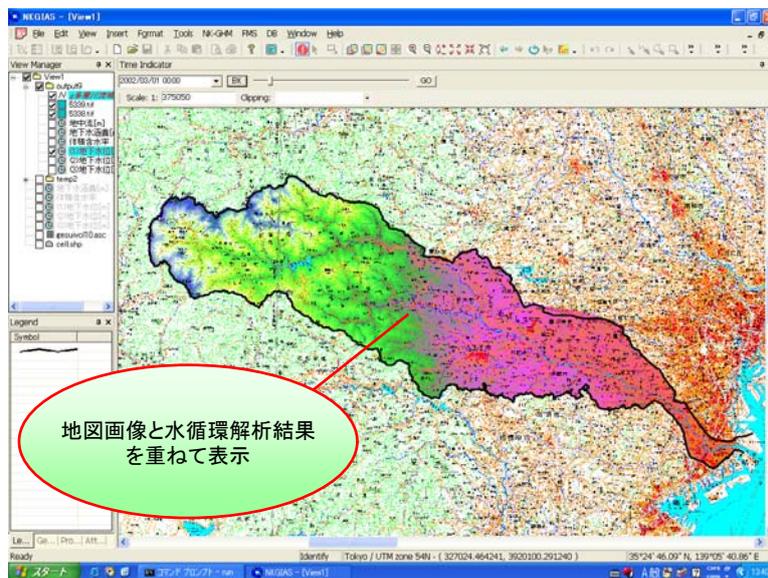


図 8 モニタリングツール（水流実態解明データベースシステム）